

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの保有する個人情報 の保護に関する規程

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの保有する個人情報の保護に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）において個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という）の利用が拡大していることにかんがみ、センターにおける個人情報等の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 2 センターにおける個人情報等の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義については、それぞれ各号に定めるところによる。
- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 保有個人情報 センターの役員及び職員（派遣労働者を含む。以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、役職員が組織的に利用するものとして、センターが保有しているものをいう。ただし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター文書管理規程（平成22年規程第10-1号。以下「文書管理規程」という。）第2条第3項に規定する文書（以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 三 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 四 本人 個人情報等によって識別される特定の個人
- 五 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、その個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 六 保有特定個人情報 役職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、役職員が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以

下、「番号法」という。)に定められた業務に利用するものとして、センターが保有しているものをいう。

七 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 センターに総括個人情報保護管理者を置くこととし、理事長をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者は、センターにおける保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

3 総括個人情報保護管理者は、副総括個人情報保護管理者を指名することができる。

4 副総括個人情報保護管理者は総括個人情報保護管理者を補佐する。

第4条 研究所、歯科口腔先進医療開発センター、認知症先進医療開発センター、老年学・社会科学研究センター、もの忘れセンター、病院、健康長寿支援ロボットセンター、治験・臨床研究推進センター、長寿医療研修センター、メディカルゲノムセンター、総務部、企画経営部、財務経理部、新棟建設推進部（以下、「研究所等」という。）に研究所等個人情報保護管理者を置くこととし、それぞれ研究所等の長をもって充てる。

2 研究所等個人情報保護管理者は、研究所等における保有個人情報の管理に関する事務をつかさどる。

3 保有個人情報を取り扱う部、課、室、プロジェクト、ユニット（以下、「課等」という。）の長は、個人情報保護管理者として、各課等における保有個人情報を適切に管理する。

4 個人情報保護管理者は、当該課等が取り扱う個人情報ファイル毎に従業者を特定し、その従業者の利用権限を明確化し、それ以外の者に当該個人情報ファイルを取り扱わせてはならない。

5 保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(特定個人情報保護責任者)

第4条の2 センターに特定個人情報保護責任者を置くこととし、人事課長をもって充てる。

2 特定個人情報保護責任者は、総括個人情報保護管理者を補佐し、センターにおける保有特定個人情報の管理に関する事務を担当する。

(保護担当者)

第5条 センターに総括個人情報保護担当者を置くこととし、医療情報室長をもって充てる。

2 総括個人情報保護担当者は、副総括個人情報保護管理者を補佐し、センターにおける保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

3 研究所等個人情報保護管理者は、研究所等の職員のうちから主任個人情報保護担当者を指名し、研究所等個人情報保護管理者が処理することとされた事務を行わせるこ

とができる。なお、主任個人情報保護担当者は、総括個人情報保護担当者を兼務することができる。

- 4 個人情報保護管理者は、当該課等の職員のうちから個人情報保護担当者を指名することができる。
- 5 個人情報保護担当者は個人情報保護管理者を補佐し、当該課における保有個人情報を管理する事務を担当する。

（事務取扱担当者）

- 第5条の2 特定個人情報保護責任者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を一人又は複数人置き、その役割を指定する。
- 2 特定個人情報保護責任者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

（監査責任者）

- 第6条 センターに監査責任者を置くこととし、監査室長をもって充てる。
- 2 監査責任者は、センターにおける保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（個人情報保護委員会）

- 第7条 総括個人情報保護担当者は、センターにおける保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、個人情報保護委員会を（以下「委員会」という。）を設け、定期又は随時に開催するものとする。
- 2 委員会の長は、総括個人情報保護担当者とする。
 - 3 委員会の委員は、副所長、病院長及び副院長並びに総括個人情報保護担当者が必要と認める者とする。
 - 4 委員会の庶務は、医療情報室において行う。
 - 5 前各項に規定するほか、委員会に関し必要な事項は、総括個人情報保護管理者が別に定める。

（教育研修）

- 第8条 総括個人情報保護管理者、研究所等個人情報保護管理者、特定個人情報保護責任者及び総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 総括個人情報保護管理者、研究所等個人情報保護管理者、特定個人情報保護責任者及び総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
 - 3 個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、当該課等の職員に対し、保有個

個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前項における措置を講ずる場合には、保有個人情報等の取り扱いに従事する派遣労働者並びに外来研究員、客員研究員、特別客員研究員及び研究生についても、職員と同様の措置を講ずる。

(役職員の責務)

第9条 役職員は、関連する法令、この規程その他の規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、副総括個人情報保護管理者、特定個人情報保護責任者、総括個人情報保護担当者、研究所等個人情報保護管理者、主任個人情報保護担当者、個人情報保護管理者、個人情報保護担当者及び事務取扱担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

- 2 役職員は、業務として個人情報等の保有を新たに開始しようとするときは、第18条第1項第3号から第6号までに掲げる事項及び当該個人情報等の管理方法について、あらかじめ特定個人情報保護責任者、または、個人情報保護担当者を通じて研究所等個人情報保護管理者の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要があり、あらかじめ承認を得ることができない場合を除く。
- 3 前項ただし書に該当する場合は、事後に特定個人情報保護責任者、または、個人情報保護担当者を通じて研究所等個人情報保護管理者に届け出なければならない。
- 4 前2項の規定は、第2項の規定により承認を得た事項を変更する場合に準用する。

(個人情報等の保有の制限等)

第10条 役職員は、業務として個人情報等を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 役職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。

(利用目的の明示)

第11条 役職員は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

- 2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、利用目的を明示する場合には、申請書等の様式にあらかじめ記載し、又は窓口等において掲示を行うなどの本人が利用目的を認識することができる適切な方法により行わなければならない。

(正確性の確保)

- 第11条の2 役職員（派遣労働者その他センターの指揮命令を受けて業務に従事する者を含む。以下同じ。）は、保有個人情報の内容（事実であるものに限る。）に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者の指示に従い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正（追加又は削除を含む。）を行わなければならない。

(アクセス制限)

- 第11条の3 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報の秘匿性等の内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有するものをその利用目的を達成するために必要最小限の役職員に限らなければならない。
- 2 アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 アクセス権限を有する役職員であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(媒体の管理等)

- 第11条の4 役職員は、個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

- 第11条の5 役職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

- 第11条の6 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(アクセス制御)

- 第11条の7 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、情報システムにより取り扱う保有個人情報等（以下次条から第11条の16（第三者の閲覧防止）までにおいて単に「保有個人情報等」という。）については、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能を設定する等の

アクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス記録）

- 第11条の8 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（外部からの不正アクセスの防止）

- 第11条の9 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

（暗号化）

- 第11条の10 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講じなければならない。役職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（入力情報の照合等）

- 第11条の11 役職員は、保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行わなければならない。

（バックアップ）

- 第11条の12 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

（情報システム設計書等の管理）

- 第11条の13 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

（端末の限定）

第 11 条の 14 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第 11 条の 15 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 役職員は、個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第 11 条の 16 役職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入退室の管理)

第 11 条の 17 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、入室者の用件の確認、入退室者の記録、部外者について識別できるようにすること、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講じなければならない。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口を特定して入退室の管理を容易にすることや所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム等の管理)

第 11 条の 18 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講じるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

(保有個人情報の提供)

第11条の19 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、規程第16条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。

2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、前項に規定する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。

3 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、規程第16条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

(適正な取得)

第12条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

2 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めているのはならない。

(正確性の確保)

第13条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第14条 役職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずる。

3 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

4 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

5 個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けてい

る場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 6 役職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(従事者の義務)

- 第15条 個人情報等の取扱いに従事する役職員又は役職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

- 第16条 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができるものとする。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 センターが法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(保有個人情報等の提供)

- 第16条の2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、規程第16条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。

- 2 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、前項に規定する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の

調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。

- 3 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、規程第16条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限の例外)

第16条の3 個人情報保護管理者又は総括個人情報保護担当者は、第16条第1号の規定により本人の同意を得る場合には、特定の保有個人情報を利用目的以外の特定の目的のために利用し、又は特定の相手方へ提供することについて窓口等において掲示を行った上で、本人より特段明確な反対又は留保の意思表示がないことを確認する方法によることができる。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第17条 研究所等個人情報保護管理者は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 研究所等個人情報保護管理者は、当該研究所等で保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括個人情報保護管理者及び総括個人情報保護担当者に送付しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 センターの名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。以下同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報をセンター以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの保有する個人情報等の開示等の手続に関する規程（平成22年規程第54号。以下「開示等規程」という。）第5条第1項、第15条第1項又は第20条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 訂正請求又は利用停止請求に関し、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、その旨

- 九 第2条第3号イに係る個人情報ファイル又は同号ロに係る個人情報ファイルの別
- 十 第2条第3号イに係る個人情報ファイルについて、次項第10号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 役職員又は役職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（センターが行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 二 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 三 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 四 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 六 役職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 七 本人の数が千人に満たない個人情報ファイル
- 八 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
- ロ イに掲げる者であった者
- ハ 第1号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族
- 九 第1号に規定する者及び前号イからハまでに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- 十 第2条第3号ロに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が前項の規定による公表に係る第2条第3号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究所等個人情報保護管理者は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル（第2項各号に掲げるもの及び第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 5 個人情報ファイル簿は、センターが保有している個人情報ファイルを通じて一の帳

簿とし、個人情報保護窓口に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、センターのホームページに掲載して公表するものとする。

- 6 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 7 研究所等個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 8 研究所等個人情報保護管理者は、前2項の規定により個人情報ファイル簿を修正又は削除した場合、その旨を総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第18条の2 部課等の個人情報保護管理者は、個人番号関係事務进行处理するために必要な場合その他の番号その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(保有個人情報ファイル管理簿の作成・報告)

第19条 個人情報保護管理者は、保有個人情報を含むファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、総括個人情報保護担当者に年1回報告するものとする。

- 一 保有個人情報を含むファイルを利用する事務を所掌する課等の名称、記録媒体の種別（電子媒体として保存しているものについては保存媒体の数）及び保管場所（管理区域）
- 二 その他必要と認められる事項

(持ち出し制限)

第20条 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合であって、事前に部課室等の個人情報保護管理者の許可を受けたときはこの限りでない。

- 一 保有個人情報の外部への送信
- 二 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 三 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(開示、訂正及び利用停止)

第21条 センターに対しセンターの保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する手続、当該手続を受けてセンターが行う手続等については、開示等規程の定めるところによる。

(安全確保上の問題への対応)

第22条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合、その事実を知った役職員は、速やかに総括個人情報保護担当者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた総括個人情報保護担当者は、被害の拡大防止又は復旧等のため

に必要な措置を速やかに講じるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のために直ちに行いうる措置については、直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。

- 3 第 1 項の報告を受けた総括個人情報保護担当者は、直ちに総括個人情報保護管理者及び研究所等個人情報保護管理者に報告し、その後事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、判明次第追加して報告するものとする。
- 4 総括個人情報保護担当者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。
- 5 総括個人情報保護担当者は、総括個人情報保護管理者及び研究所等個人情報保護管理者と協議の上、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じるものとする。
- 6 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について所管する行政機関に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

（監査）

第 2 3 条 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、監査を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第 2 4 条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法、アクセス記録等について、定期的に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第 2 5 条 総括個人情報保護管理者及び研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

（業務の委託等）

第 2 6 条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

（1）個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

（2）再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び 6 において同じ。）

(注) の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(注) 委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に定める措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

5 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(苦情処理)

第27条 研究所等個人情報保護管理者及び特定個人情報保護責任者は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報等保護窓口)

第28条 研究所等に個人情報等の保護及び開示等に関する窓口として個人情報保護窓口を設置するものとする。

2 個人情報等保護窓口は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター情報公開手続規程（平成22年規程第50号）第15条に規定する情報公開窓口が兼ねるものとする。ただし、総括個人情報保護管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(公表等)

第29条 総括個人情報保護管理者は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、厚生労働省と密接に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(個人情報管理要領の廃止)

第 2 条 本規程の改正に伴い、「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター個人情報管理要領」（平成 22 年 4 月 1 日要領第 7 号）については廃止する。